

三世代同居・近居住宅取得支援制度簡易チェックリスト

以下のチェック項目について、原則すべてに該当した場合、申請することができます。
内容に不明な点等がある場合は、必ず住宅課計画担当に確認してください。

チェック項目	
<input type="checkbox"/>	義務教育修了前（16歳未満）の子どもがいる
<input type="checkbox"/>	親世帯が申請書提出時点で3年以上引き続き区内に住所を有し、現に居住している *親世帯の全員が介護保険施設等に入所・入居している場合は対象外
<input type="checkbox"/>	取得した住宅に住民票を異動してから原則3か月以内で令和5年3月31日（転居・転入時点で妊娠中の場合は、1年以内、かつ、出産後から令和5年3月31日）までに申請できる *令和4年4月1日から令和4年7月10日に妊娠中で、その期間内に転居・転入し、令和5年4月1日以降に出産する場合は、住民票を異動してから1年以内に申請できる *期限内に申請できない理由がある場合は、期限が過ぎる前に住宅課へ相談してください
<input type="checkbox"/>	親世帯と同居又は近居をしている 近居：親世帯の住宅から直線距離で1km以内
<input type="checkbox"/>	世帯人数に応じた最低居住面積水準※以上の面積がある住宅である
<input type="checkbox"/>	子育て世帯が居住する住宅である
<input type="checkbox"/>	子育て世帯が建物の所有権を有している（子育て世帯が権利者である）
<input type="checkbox"/>	平成30年4月1日以降に住宅を取得している
<input type="checkbox"/>	子育て世帯及び親世帯の全員が、住民税を滞納していない
<input type="checkbox"/>	子育て世帯及び親世帯の全員が、生活保護を受けていない
<input type="checkbox"/>	子育て世帯及び親世帯の全員が、暴力団員でない
<input type="checkbox"/>	取得した住宅は、三親等内の直系血族（父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・曾孫）が所有していたものではない
<input type="checkbox"/>	この制度を利用するのは初めてである
<input type="checkbox"/>	取得した住宅が、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手している場合は、耐震性能が確認できる書類を提出できる
<input type="checkbox"/>	検査済証又は検査済証が発行されていることがわかる建築確認台帳記載事項証明書を提出できる

※最低居住面積水準

計算式： $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$

注1 世帯人数の換算は以下のとおりです

3歳未満：0.25人 3歳以上6歳未満：0.5人 6歳以上10歳未満：0.75人
10歳以上：1人

注2 世帯人数（注1適用後）が2人に満たない場合は2人となります

注3 世帯人数（注1適用後）が4人を超える場合は、計算式で算出した後5%を控除します

計算例：大人2人、子ども2人（3歳・7歳）の場合

$$10 \text{ m}^2 \times (2 + 0.5 + 0.75) + 10 \text{ m}^2 = 42.5 \text{ m}^2$$